(仮称) 今金町住吉宮島風力発電事業 計画段階環境配慮書に対する質問事項及び事業者回答

1. 全体に関する質問

| 番号 | 直 | 関する質問 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
|-----|---|--------------|----|--|---|
| 1-1 | - | 前倒し調査 | 1次 | 本事業に関し、アセス手続き迅速化等を目的とし、環境に関する前倒し調査を実施している又は実施を検討 | 現在、環境に関する前倒し調査は実施しておりませ |
| | | | 1次 | 貴社ウェブサイトによると、本配慮書のインターネットでの公表期間は縦覧期間のみの公表であり、電子縦覧図書のダウンロード・印刷は不可能となっています。これらについて、図書の公表に当たっては、広く環境保全の観点から意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表することにより、利便性の向上に努めることが重要と考えますが、事業者の見解を伺います。 | 図書については、以下の理由によりダウンロード及び 印刷をご遠慮いただいております。 ・図書内容の著作権は事業者にあり、複製による著作 権侵害が生じないよう留意する必要があること ・図書内容は事業者が費用及び労力を投資した成果で あること ・図書内容の一部の切り取り等による誤った情報拡散 等のリスクが考えられること ・環境影響評価図書のダウンロード及び印刷を義務付 けるような法的根拠がないこと |
| 1-2 | _ | 図書の公表 | | | 一方で住民など関係者の事業に対する理解促進を重要と考えており、環境省の公開についての通知もあることから、直ぐの対応は困難ですが、今後対応を検討します。 |
| | | | 2次 | ①「法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表すること」に対する事業者の見解をお示しください。②地域住民との相互理解促進には、図書のダウンロード・印刷を可能とすることが望ましいと考えまととの地域住民等へ資料配付をしている等、ことがありましたら、可能な範囲でご教示ください。 ③1次質問の回答について、2点目と4点目については相互理解に重要な情報公開の観点とは全く関係がないように思われますが、事業者の見解を伺います。 | ①法に基づく縦覧期間終了後の継続した公表は、環政評発第2206303号「環境影響評価図書の公開について(改訂版)」での環境省からの通知のとおり、事業者の同意を得て公開されると記載されており、法的拘束力はないと理解しています。 ②1-3の回答のとおり、地域住民との理解促進に向けて、アセス図書縦覧前に自治会に資料配布及びその説明を行ったり、近隣自治体に図書を送付するなどしています。 ③1次質問の回答は、「広く意見を求めるための利便性向上」に関する貴庁の質問に対し、図書のダウンロード及び印刷を遠慮いただく理由を記載しています。相互理解に限ったことではないと理解し、回答しています。 |
| | | | 1次 | 関係自治体や住民の事業への理解を得るために、積極 的な情報提供が必要と考えますが、現時点で事業者が 考える相互理解の促進方法をご教示ください。 | 今金町に対しては、アセスに限らず、様々な情報提供や説明、協議を実施しており、理解促進を図って、長方のまた、関係地域に含めなかって、長で町、島牧村に要があった自治付するとして、長方部町のには、大きのでは、大きないは、はいは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、はいは、はいは、はいは、はいは、はいは、はいは、はいは、はいは、はいは、 |
| 1-3 | - | 相互理解促進 | 2次 | 自治会への説明を実施しているとのことですが、現時 点での開催状況と、可能であればその際に住民等から 寄せられた意見についてもご教示願います。 | 地元自治会に対して、以下のとおり説明会を実施しています。なお、説明会にります。詳細は別添資料をご参照ください。 1. 成在百自治会・開催日:2023年5月14日・参加人数:15名・主な質問:風車から発生する騒音はどの程度か2. 美利河連合自治会・開催日:2023年5月14日・参加人数:4名・主な質問:檜山沖洋上風力との関係性はあるかの、今金町役場との関係性、風力発電所建設による景観の変化3. 種川連合自治会・開催日:2023年5月14日・参加人数:23名・東征日:2023年5月14日・参加人数:23名・主な質問:他社事業の風況観測塔との比較 |

| 番号 | 頁 | 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
|------------------------|-----|-----|----|-------------------------|--|
| 番号 追加 1-4 | · 真 | 全般 | 1次 | 地域の景観の保全を考える上で、風力発電設備の位 | 事業者回答 ご指導のとおり、住民との相互理解の促進に努めます。また景観に関してはご提示の計画やガイドラインを参考とし、事前相談を行うなど、景観法の届出の手続きが順調に行えるようにいたします。 |

| | 第21 | | | 目的及び内容」に関する質問 | ** ** -* ** |
|-----------|--------|--|----|--|---|
| 番号 | 具 | 項目等 | 区分 | | 事業者回答 |
| | | | 1次 | 地元経済への貢献として、現時点で想定される具体的な対応を可能な範囲でご教示ください。 | 現時点では未定です。 今後地元関係主体との協議等も踏まえて検討したいと 考えております。 |
| 2-1 | 3 | 2.1第1種事 業の目的 | 2次 | ①3ページ最後の行に「地元経済への貢献を目的」とありますが、現時点で具体的な対応が未定であるにも関わらずこのように謳うのは矛盾しているのではないでしょうか。事業者の見解を伺います。 ②1次回答における「地元関係主体」とは、何の主体であることを指しているのかをご教示ください。 | ①風力発電事業により地元経済への貢献があるものと認識しており、3ページの目的に記載したものです。ただし、その具体的な内容は事業者だけの独断で提示できるものではなく、関係者との協議等を踏まえて、まるものであり、現時点では未定と回答しました。今金お、地元経済への貢献については、地元自治体の今金町との協議で具体的な内容にはをつていないものの、企業版のふとを合わせてお伝えします。 ②「地元関係主体」とは、地元自治体の今金町を指しています。 |
| 2-2 | 4 | (a)事業実施 想定区域の位 置 | 1次 | 関係市町村を今金町のみとしていますが、p. 256の可 視領域図では、せたな町などの周辺市町村が可視領域 に含まれていることがわかります。 なぜ関係市町村を今金町のみとしたのか、周辺市町村 と協議している場合は、その協議内容を踏まえ、理由 をご教示願います。 | 風車が垂直視野角1度以上で視認できる眺望点が存在する市町村を関係地域としました。 今金町以外の周辺市町村には以下の通り事前協議を行い、「事業実施想定区域から十分に離れているため、 関係市町村に含めなくてよい」との協議結果を得ています。 (周辺市町村事前協議実施日) ・今金町 2023年2月21日 ・せたな町 2023年2月21日 ・長万部町 2023年2月22日 ・八雲町 2023年2月22日 ・八雲町 2023年2月22日 ・島牧村 2023年3月24日 |
| 2-3 | 6 | 図2. 2-1 (2) | 1次 | 国道230号線の花石トンネルの直上に事業実施想定区 域が位置していますが、この部分の風力発電機の設置 又は土地の改変及び工事の実施が行われる場合、安全 上の問題はないのでしょうか。 | 図面では、国道230号線の花石トンネルの直上に重なっているように見えますが、事業実施想定区域は花石トンネルの北側に位置しており、花石トンネルの安全に影響を与える場所への風力発電機の設置又は土地の改変及び工事の実施は予定しておりません。 |
| | | | 1次 | | |
| 追加 2-4 | | 2.2.4(3)(d) 法令等の制約 を受ける場所 の確認 | 2次 | 自然公園法及び北海道立自然公園条例に係る自然公園、自然環境保全法及び自然環境等保全条例に係る自然環境等保全区域等に該当しないことも記載すべきではないでしょうか。 | ここでは、法令等の制約を受ける場所のうち、検討対象エリアおよびその周囲に分布するものについて、分布状況を記載しております。ご指摘のもののほか、ラムサール条約登録湿地の有無等についても確認を行っていますが、周囲に分布しないため、記載しておりません。 検討対象エリア周辺における法令等の規制状況については、表3.2-53に示しております。 |
| 追加 2-5 | 184, 1 | 2. 2. 5 4. 1. 1 (2) 表4. 1-2 | 2次 | 風力発電施設や工事用道路等の具体的な位置が決定した段階で、工事中の濁水等について、河川管理者と打合せ願います。 | ご指導のとおり、適切に対応します。 |
| | | | 1次 | | |
| 追加 2-6 | 21 | (b) 工事期間 の概要 | 2次 | 冬季は雪の状況に応じて休工する場合もあるとのことですが、基本的には通年で施工し、一定の積雪量に達した場合に休工する計画ということでしょうか。 | 冬季休工の計画は現状未定です。基本的に積雪による 休工期間を設け、それ以外の期間で工事を実施する方 針を考えています。休工期間は毎年積雪状況が変わり ますので、状況を見ながら設定することになると考え ています。 |

「第3音 事業実施相定区域及びその周囲の概況」に関する質問

| <u>ა. </u> | <u> </u> | 早 尹未天川 | 匹松儿 | 区域及いての同田の依次」に関する貝□ | |
|---|----------|--------|-----|--------------------------------------|---------------------------------------|
| 番号 | 頁 | 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
| | | | 1次 | | |
| 追加 3-11 | 38 | 河川及び湖沼 | | 事業実施想定区域内に「盤の沢川」も流れていますので、追記をお願いします。 | ご指導のとおり、方法書以降で作成する全ての図書に おいて追記します。 |

| 番号 | 頁 | 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
|------------|----|----------------------------|----|--|--|
| | | | 1次 | | |
| 追加 3-12 | 39 | 図3.1-4水象 の状況(河 川・湖沼) | 2次 | 事業実施想定区域内に普通河川が含まれることから、河川への影響が想定される場合は除外を検討してください。 | 事業実施想定区域に含まれる普通河川への直接改変は 原則実施しないことを想定しています。 また、直接改変以外の工事中の水の濁りなどの環境影響に対しては、適切な調査を行った上で影響の程度を 評価する予定です。 |
| 3–1 | 51 | 図3.1-8 | 1次 | ①事業実施想定区域と断層が重複していますが、回避の検討はしなかったのでしょうか。 ②事業実施想定区域内の断層周辺を改変することのリスクについて、事業者の見解をお示しください。 | ①現時点では断層の回避の検討は実施しておりません。今後事業計画を具体化するなか断層の回避の検討は大きれる影響などを考慮しながら判断したいと考えます。 ②断層間辺を改変することのリスクについて、断層にきいるがられて動場合は、近くの活断層が動いたとれた。のは、近くの活動に引きずられて動くことによりから、地土地の安定性のに引きせる可能性があることからが想定させる可能性があることがは想定さけので記載したとおり、今後の現地調査等により回避を検討し、回避ができなかった場合は予測、評価を踏まえ、環境保全措置を講じ、影響の低減を図ります。 |
| 3–2 | 74 | 図3.1-24 | 1次 | 事業実施想定区域上に、夜間の渡りルートがあることが示されています。夜間の渡りの状況は正確な把握が難しいと思われますが、今後どのように渡りの状況を把握していくのか、事業者の方針を伺います。 | 方法書以降の手続において専門家の助言を受けなが ら、現地調査の計画及び調査を行い、適切な予測及び 評価を行う予定でおります。 |
| 3-3 | 81 | 図3. 1-26(1) | 1次 | 事業実施想定区域内に、植生自然度の高い部分が存在しています。その位置と形状からあらかじめ区域から除くことは難しいことは理解できますが、原則改変を避けるべき部分と考えます。当該部分に対する事業者の見解とともに、今後どのような環境保全措置を検討していくのかお示しください。 | 配慮書に対する意見も含め、環境影響評価手続きを通して、今後の現地調査等により現況を把握し、予測、評価を踏まえ、植生自然度が高いと判断される場合は改変の回避や最小化等の環境保全措置を検討し実施することで、出来る限り影響の回避・低減を図って行く予定です。 |
| | | | 2次 | 図3.1-26については、調査時期から20年程度が経過しており、さらに発達した森林となっている可能性が高いため詳細な調査が必要だと考えますが、どのようにお考えでしょうか。事業者の見解を伺います。 | ご指導のとおり、調査時期から20年程度が経過しているため、現在は異なる植生となっている可能性が高いため、航空写真や現地調査により、現在の植生を把握する必要があると考えます。 |
| | | | 1次 | 「自然環境保全地域 緑地環境保全地域等」は、 | 「自然環境保全地域 緑地環境保全地域等」は、「自 |
| 追加 3-13 | 90 | 表3.1-33 | 2次 | 「自然環境保全地域 環境緑地保護地区等」の誤りではないでしょうか。 また、同表に「環境緑地保護地区等及び記念保護樹木」の欄もあることから重複しているのではないか。 | 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 |
| | | | 1次 | す。保安林は公益目的を達成するために指定されてい | 保安林は避けて事業検討を行うことが最良と考えますが、保安林内での計画が必要な場合は、必要最低限の改変にとどめ、関係機関との協議を行うなど適切な対応をいたします。 |
| 3-4 | 93 | 図3. 1-29 (2) | 2次 | 水源涵養保安林は代替えが効かないため改変を避けるべきと考えますが、「保安林内での計画が必要な場合」とは具体的にどのような場合でしょうか。 | 事業計画が現段階では具体化していないことかられているいことを決していない、「保安林内内では異ないの計画が必要な場合」とは例えば保安林外に地すすらいの形跡がありの形跡がありでは、保安神のでは、は、保安神のでは、は、保安神のでは、は、保安の計画とのでは、、保安のでは、は、保安のでは、は、保安のでは、は、保安のでは、は、保存のでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、 |
| 3–5 | 99 | 表3.1-36 | 1次 | ピリカダムやピリカダム公園が事業想定区域周辺にあります。魚道が整備されて魚を観察することができるようになっており、自然景観を望めるようにもなっていますので、人と自然とのふれあい活動の場や眺望点に選定すべきと考えますが、事業者の見解を伺います。 | 人と自然とのふれあい活動の場や眺望点として、新た に「ピリカダム公園」を選定する方向で検討いたしま す。 |

| 番号 | 頁 | 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
|------------|------------|---|----|--|---|
| 追加 3-14 | | 3. 2. 2 (2) (c) 図3. 2-1 (2) 図3. 2-3 | 2次 | 農地法に基づく農地転用許可及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発許可については、配慮願います。 〇 農地法に基づく農地転用許可事業予定地が農地法に規定する農地又は採草放牧地である場合は、同法に基づく農地転用許可が必要であるため、当該地の現況地目について、農業委員会と十分調整願います。 ○ 農振法に基づく開発許可 | |
| | | | 1次 | 事業予定地が農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域内である場合は、区域内での開発行為は規制されているので、市町村農振法担当部局と十分調整し、地域農業の進行に支障が生じないよう配慮願います。 | |
| 追加 3-15 | 106 109 | 3.2.2(2) (a) 土地利用基本 計画に基づく 区域の指定状 況 | 2次 | 事業実施想定区域の一部及びその周囲は、地域森林計画対象民有林であり、1haを超える開発行為(土地の形質を変更する行為)をする場合は、知事の許可を受ける必要があるので檜山振興局産業振興部林務課と打合せしてください。なお、次に該当する場合は、上記許可に際し、知事が北海道森林審議会に諮問し、答申を受ける必要があります。 【新規許可の場合の審議会諮問基準】 ①開発行為に係る森林面積が10ha以上のもの。②開発行為に係る森林面積が10ha未満で、全体計画の一部ので、全体計画の一部ので、全体計算を行為に係る森林の全部又は一部が、水資源保全地域にあるもの。 (R5. 6現在、事業実施区域の一部及びその周辺に水資源保全地域がある。) | (土地の形質を変更する行為)をする場合は、檜山振 |
| 追加 3-16 | 108 109 | 3.2.2(2)国土 利用計画法等 に基づく区域 の指定状況 図3.2-1(2) 図3.2-2(3) | 2次 | 業実施想定区域は、農業地域及び森林地域に掛かっています。 土地利用基本計画図の変更がある場合は、所定の手続きが必要となりますので留意願います。 | 事業により土地利用基本計画図の変更がある場合は、 ご指導のとおり留意します。 |
| 3-6 | 112 | (b) 農業用水 | | のような配慮を行っていくことを想定されているのか、事業者の見解をご教示ください。 | 結果を踏まえ、影響の有無や程度を今後適切に評価する予定です。その上で、必要に応じ土砂流出・濁水発生対策等の適切な環境保全措置の実施や、河川区域における改変の回避や最小化を検討することにより、影響の回避、低減が可能であると考えます。 |
| 3 0 | 112 | としての利用 | | 適切に評価するためには、方法書作成前に調査、予測及び評価の手法について、関係者(河川管理者、利水者など)と協議することが望ましいと考えますが、関係者との協議の実施状況及び実施予定について、事業者の見解をご教示ください。 | は実施していません。調査、予測及び評価の手法に関 して方法書作成前の段階で協議を行う予定です。な |
| 追加 3-17 | 113 | 3.2.3河川、 湖沼及び海域 の利用並びに 地下水の利用 の状況 (1)河川及 び湖沼 | 2次 | 事業実施想定区域内及び周辺の河川では、内水面漁業権が設定されていることから、事前に以下の漁業権者と協議をし、必ず同意を得てください。また、は・ます地種事業が行われていることから、調査及び事業実施にあたっては以下の関係機関と事前に協議し、必ず同意を得てください。 〇内水面和大面漁協 〇保護水面後志利別川 (地独)北海道立総合研究機構水研本部さけます・内水面水産試験場 〇さけます増殖河川後志利別川、(一社)日本海さけ・ます増殖事業協会 | 事業について協議を実施する予定です。また、漁業関係者の不安や疑問を払拭できるよう、丁寧な説明と協議を行います。 なお、後志利別川の支川であるメップ川が保護水面に |

| 番号 | 頁 | 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
|------------|-------------|---|----|---|---|
| | | F-7 PM 12 | 1次 | 241.37 24 | |
| 追加 3-18 | 112~ 114 | 3.2.3.河川、 湖沼及び海域 の利用並びに 地下水の利用 の状況 | 2次 | ①事業実施想定区域及びその周辺には、簡易水道、専用水道及び飲料水供給施設の取水地点が複数存在するため、工事にあたっては、各取水施設の管理者と事前に協議願います。 ②方法書では、表流水及び伏流水の取水地点の水質への影響について評価できるよう、調査・予測地点を設定してください。 ③図3.2-4(1)に花石地区簡易水道の水源(伏流水)が表示されていないため、追記願います。 | ①ご指導のとおり、工事にあたっては、各取水施設の管理者と事前に協議します。 ②ご指導のとおり、適切に対応します。 ③方法書以降で作成する全ての図書において追記します。 |
| 3–7 | 113 | (2)地下水 | 1次 | 事業実施想定区域の周辺に住居等が存在していますが、飲用井戸の有無を確認する必要性について、事業者の見解をご教示ください。 また、現在の確認状況及び今後の確認予定についてご教示ください。 | 令和5年4月18日に今金町公営施設課へヒアリングしましたが、個人所有の井戸の位置情報は町では把握していないとのことでした。事業実施想定区域周辺の飲用井戸につきましては、自治会等へのヒアリング等により可能な限り確認に努め、影響のないように配慮いたします。 |
| 3-8 | 119 | (2)住宅等の 状況 | 1次 | 事業実施想定区域(既存道路拡幅検討区域)との離隔は何kmかをご教示ください。また、今後どのような配慮を行っていくことを想定されているのか、事業者の見解をご教示ください。 | 事業実施想定区域(既存道路拡幅検討区域)の中に建物が存在するため離隔はなしとなります。配慮としては、近隣住民への周知・工事等に係る調整や、改変区域の最小化や工事における低騒音型・低振動型重機の採用などが想定されますが、方法書以降において事業計画が具体化した段階で詳細を検討いたします。 |
| | | | 2次 | 既存道路拡幅検討区域内に建物が存在するとのことですが、改変区域の最小化など影響の低減ではなく、まず回避を検討する必要があるのではないでしょうか。 | 配慮として、回避についても検討します。 |
| 3-9 | 168 | ⑨水資源保全 地域 | 1次 | 事業実施想定区域(既存道路拡幅検討区域)には、今金町美利河地区水資源保全地域が含まれており、水量や水質への悪影響がないよう、適正な配慮が必要と考えますが、今後どのような配慮を行っていくことを想定されているのか、事業者の見解をご教示ください。 | 現段階では既存道路の拡幅検討は未実施であり、どの場所にどれだけの拡幅(改変)をするか不明です。そのため、改変の有無や拡幅の程度など具体的な検討が進んだ時点で、当該保全地域への影響を評価、その結果に応じて適切な配慮を検討する予定です。なお、想定される配慮としては、改変の最小化や沈砂池・浸透桝等の濁水対策などが挙げられます。 |
| | | | 1次 | 事業実施想定区域の一部及びその周辺は、保安林に指 | 保安林は避けて事業検討を行うことが最良と考えます |
| 追加 3-19 | | 3.2.全るり地対対制他全策自分は保保のとにれ他当るそのる(2)分別係保助等さのび係容境す容保財務ののにの然等土材でのとにれ他当るそのる(2)分別のとにれ他当るそのるのとにれ他当るそのるのとにれ他当るそのる | 2次 | 事実にいるので保安林を避けて計画して、下でいるので保安林を避けて計画して、下でいるので保安林を避けて計画して、下でいるので保安林内での計画が必要な場合は、速やいに 1 国有保安林は 所轄の森林管理署と打ち合わせすること。 2 民有保安林は檜山振興局産業振興部林務課と打合せすること。 また、次に該当する場合は、保安林の転用に係る解除ではる必要があります。 【保安林の転用に係る解除の場合の審議会の諮問基準】 ※林野庁所管の保安林におけるものを除く。 ①転用に係る面積が 1 ha以上のもの。 ②転用に係る面積が 1 ha未満であって、次に該当するもの。 「転用に係る面積が 1 ha未満であって、次に該当するもの。 「転用の目的、態様等からして、国土保全等に相当の影響を及ぼすと認められるもの。・・森林審議会の諮問を要するもの。・・森林審議会の諮問を要するもの。 | が、やむを得ず保安林内での計画が必要な場合は、速やかに関係機関との打合せを行います。 |

| 番号 | 頁 | 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
|------------|------------|---|----|--|--|
| | | 図3. 2-22土砂 災害(特別) | 1次 | ①事業実施想定区域内に土砂災害警戒区域(地すべり)が存在しています。配慮書時点で当該地区を除外できなかった理由をお示しください。また、どのように対応していくかについて事業者の見解をお示しください。 ②防災に関してはアセスの参考項目にありませんが、土砂災害については地域住民の不安の声も大きなどを、どのように配慮して区域設定や配置検や事業への、大きないでなかでとス図書に含めると地域の安心や事業への理解、事業の安全な実施につながると考えますが、事業者の見解を伺います。 | ①配慮書段階の事業実施想定区域内は、今後の詳細な調査・検討・設計に際して、協議等の必要な手続きを適切に進めることから、ででした。の後は防災の観点から、危険性のある範囲は回避することを考えております。 ②区域設定や配置検討の経緯については、防災関連の内容も含めてアセス図書に掲載するように、地域の内容また、地域の事業への安全な実施へつなげていきたいと考えています。 |
| 3-10 | 171 172 | 警戒区域の指 定状況 図3.2-23土砂 災害危険 の状況 | 2次 | ①図3.1-8の表層地質図にある通り、事業実施想定区域には地すべりが発生しやすい地質とされる第三紀の泥岩が広く分布しています。また、断層も横じつ地域では広く分布しています。また、ど唇通じて地域の強度低下や粘土の形成などを通じて地域りが発生しやすい環境にあると推察されます。 ためは同じ場所で繰り返し発生することが多い域は大変を表生するとが必要では、かいのでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般 | ①地すべりは同じ場所で繰り返し発生する可能性が高いという特性を踏まえ、今後は防災の観点から災害警視のとおり、事業実施想定区域に存在するも一次事業実施想定域、防災科学技術研究所が公表している危険性のある範囲は回避するとを考えておりの危険性のある範囲は回避するり危険制画の確すがり、主を改変する方針ですが、事り入及び地方に関節で地すべり危険箇所をせを実施となるを得ない場合は、函館建設管理部と打合せを実施します。 |
| | | | 1次 | | |
| 追加 3-20 | 168 173 | 3.2.8 (2)自然関係 法令等 (f)国土防災 関係 図3.2-24 | 2次 | 図面において国有林に係る山地災害危険地区の記載がないので、修正して下さい。また、本文において、事業実施想定区域内には山地災害危険地区が含まれていない旨の記載がありますが、対象事業実施区域内及びその周囲には、「山地災害危険地区調査要領」(平成18年7月林野庁)に基づく山地災害危険地区が存在しており、土砂災害の発生のおそれがあることから、山地災害危険地区へ影響しない場所への施設計画を検討して下さい。 | 国有林に係る山地災害危険地区についても、方法書以降で作成する全ての図書において記載します。配慮書段階の事業実施想定区域内は、今後の詳細な調査・検討・設計に際して、協議等の必要な手続きを適切に進めることから、少しでも改変する可能性のある範囲として広く設定しました。今後は防災の観点から、山地災害危険地区へ影響しない場所での計画を検討します。 |
| | | | 1次 | | |
| 追加 3-21 | 175 | 図3.2-26 水 資源保全地域 | 2次 | 対象事業実施想定区域内に水資源保全地域があるため、当該地域内の土地の利用に当たっては、条例に基づく基本指針及び地域別指針に配慮するとともに、工事等実施の際は汚染等の影響が出ないよう十分留意願います。 | ご指導のとおり、適切に対応します。 |

4. 「第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果」に関する質問

| 番号 | <u>カナ・</u> 頁 | 項目等 | 区分 | 「 | 事業者回答 |
|------------|-------------------|-----------------------------------|----|---|--|
| | | | 1次 | | |
| 追加 4-13 | 183~ 190 | 第4章 | 2次 | 本配慮書では、事業実施想定区域周辺の計画中の風力発電事業との累積的な影響について検討等が実施されていませんが、検討しなかった理由についてご教示ください。また、今後計画中の他事業が進行した場合、どのように対応するかについても合わせてお示しください。 | 事業実施想定区域周辺で計画中の風力発電事業は、「(仮称) せたな松岡風力発電事業」、「(仮称) 今金風力発電事業」を把握していますが、配慮書段階では、これら他事業者と、情報の共有理由となります。方法書以降の手続において、今後計画中の他事業が進行した場合も含め、環境影響評価図書等の公開情報の確認、他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について必要に応じ適切な調査、予測及び評価を行います。 |
| 4-1 | 185 | 4.1-2表 計 画段階配慮事 項の項目の選 定 | 1次 | 本配慮書では「超低周波音」が配慮事項として選定されておりませんが、住民等から超低周波音による不安や懸念が示された場合、現時点で事業者としてどのような対応を見込まれているのかご教示願います。 | 「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(平成29年5月、環境省)では、20Hz 以下の超低周波音については人間の知覚閾値を下回ること、知見は確認できないことが結論づけられ、風力発電施設からの騒音については、通常可聴周波数範囲の騒音として取り扱うことが適当であるとされました。更にされたを移り、日本のである。となり、日本のであり、したが、一大ので選定であることを検討します。といません。して方法書以降で選定することを検討します。選定しな本事業別略で選定することを検討します。選定しな本事業別略で選定することを検討します。選定しな本事業別略で選定することを検討します。といません。して方法書以降で選定することを検討します。といますにより、自然の深により、自然の深により、自然のでは、自然のでは、自然のでは、自然のでは、自然のでは、自然のでは、自然のでは、自然のでは、自然のでは、自然のでは、自然のでは、自然のでは、自然のでは、自然のでは、自然のでは、自然の対応に対している。 |
| | | | 2次 | 「必要に応じて」とありますが、どのような状況において必要が生じると考えているのか、お示しください。 | 超低周波音と健康影響について明らかな関連を示す知見が報告され、発電所アセス省令の参考項目に再選定された場合や配慮書に対して地元住民から超低周波音を懸念する意見が寄せられ、かつ個別説明等でご理解いただけなかった場合を想定しております。 |

| 番号 | 頁 | 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
|-----|-----|-------------------|----|---|---|
| 4-2 | | 表4. 1-3(1) | 1次 | 表3.1-16 重要な地形・地質(52ページ)に記載された後志利別川や利別川中流は、事業実施想定区域と近い箇所がありますが、重要な地形・地質に含め調査、予測及び評価する必要はないのでしょうか。含めていない理由及び含める必要性がないか事業者の見解をご教示ください。 | 重要な地形・地質に記載した後志利別川や利別川中流 (後志利別川の中流)については、事業実施想定区域 と近い箇所がありますが、事業実施想定区域は水衝部 の崖地より高標高に位置することから、河川区域外と 判断しています。今後の詳細な調査・検討において、 河川区域に影響が考えられる範囲は回避することにな ります。 |
| 4-3 | 188 | 表4. 2-1 (1) | 1次 | 本事業で採用する風力発電機の出力は最大6,100kWであり、「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」作成当時よりも大型の風力発電機となっていますが、事業実施想定区域から2.0kmの範囲を騒音による影響が生じる可能性がある範囲として問題ないでしょうか。 | 風車が高の騒音は、技術開発により「風力発電所の環境影響に出ている一方で低騒音化されています。「風力発電化している一方で低騒音化されています。で、「風力発電化とのの理解促進合ための取り組みなら、ので、大型風車のA特性音響パワーレベルによって、大型風車のA特性音響パローレベルには、技術開発により低騒音化が進展し、4MWクラスの風力発電機は既存の3MW以下のクラス風力発電機は既存の3MW以下のクラス風力発電機は既存の3MW以下のクラス風力発電機は既存の3MW以下のクラス風力発電機に大なの風力発電機は既存の3MW以下のクラス風力発電機に大変を発生電機のA特性音響パワーレベルは、概ね 104dB~108dBだとのA特性音響パワーレベルは、概ね 104dB~108dBだとのA特性音響パワーレベルは、概ね 104dB~108dBだとのA特性音響パワーレベルは、概な 104dB~108dBだとの表情があるとした。るとしたの風力発電機の機種が配定した。の最高につきままして、、下の場合に、、、中しいのは、が確定と対応を影響、最につきて関係を対して、下の場合に対しまれて、下の場合に対しまれて、下の場合に対しまれて、下の場合に対しまれて、下の場合に対しまれて、下の場合に対しまれて、下の場合に対しまれて、下の場合に対しまれて、下の場合に対しまれて、下の場合に対しまれて、下の場合に対して、下の場合に対して、下の場合に対して、下の場合に対して、下の場合に対して、下の場合に対して、では、下の場合に対して、下のは、下のは、下のは、下のは、下のは、下のは、下のは、下のは、下のは、下のは |
| 4-4 | | 表4. 2-1 評価の手法 | 1次 | されるかどうかを評価できる手法である」としていますが、「回避又は低減が可能である」かどうかは、 | ①評価では、予測結果をもとに重大な影響の発生の可能性を示したのち、今後、事業計画を検討す。更にその 富意事項を実施することで、かます。という 表現を理した回避ないます。 ②選定理価手法をの「回避又は低減が可能であり、の方表現と評価にいる可にであり、の方表現と評価には減がで可能であり、の方表現と呼ばした。「回避又は低減が可能であり、である」を評価できる手法については、4.3にお示しい方を評価できる手法については、4.3には低減が可能であい」を評価できる「重大な影響の回避又は低減が可能である」を評価でまた、「重大な影響の回避又は低減を検討いたしました。しました。 |
| | 190 | 評価の手法 | 2次 | | p154では、「重大な影響」とは直接改変等による保全 対象の消失、縮小が回避できない場合であると記載さ |
| 4-5 | 197 | (b)評価結果 【騒音】 | 1次 | 方法書以降の手続等において留意する事項に、必要に応じて環境保全措置を検討するとありますが、どのような場合に環境保全措置を実施するのかがわかるよう、「必要に応じて」を具体的に説明願います。 | |
| | | (h) 577/24 4+ FR | 1次 | 事業実施想定区域(風力発電機設置検討区域)から 0.5km~2.0kmの範囲にある住宅等に対しては、影響が生じる可能性があると評価されていますが、2.0km以上の離隔があれば、影響が生じる可能性はないのでしょうか。理由も含め事業者の見解をご教示ください。 | 「Update of UK Shadow Flicker Evidence Base Final Report」(2011 年、英国エネルギー・気候変動省)において、風車の影の影響が及ぶ範囲の目安としてロータ径の10倍の範囲が示されています。現時点で想定しているロータ径の最大は164mであり、これに基づき1640mが影響が及ぶ可能性のある範囲として想定されます。本配慮書で設定した2.0kmはこれを含む範囲であるため問題はないとの認識です。 |
| 4-6 | 200 | (b)評価結果 (風車の影) | 2次 | 影響の及ぶ範囲をローター直径のみで捉え、ハブ高を 考慮しないことは(そもそもの引用文献における解釈 も含め)誤りと考えますが見解を伺います。 | 1次回答で示した目安には、ハブ高さが直接的には入っておりませんが、風車は基本的にローター直径が大きくなるに従いハブ高が高くなる傾向があります。引用文献においてもそれを踏まえて「目安としてロータ径の10倍」を提示しているものと考えております。本配慮書で設定した影響範囲はこれを含む範囲であり、2.0km以上の範囲には、重大な影響が及ぶことはないと考えています。 |

| 番号 | 頁 | 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
|------------|-----------------|----------------------------------|----------|--|---|
| H 17 | | 7,17 | <u> </u> | 方法書以降の手続等において留意する事項に、必要に | |
| 4–7 | 202 | (b)評価結果 【風車の影】 | 1次 | 応じて環境保全措置を検討するとありますが、どのような場合に環境保全措置を実施するのかがわかるよう、「必要に応じて」を具体的に説明願います。 | 定しています。 |
| | 000 | | 1次 | | |
| 追加 4-14 | 203 ~ 231 | 4.3.3 動物 | 2次 | 天然記念物鳥類のバードストライク及び移動経路阻害 の可能性に係る調査等について、専門家の助言等に基 づき、適切かつ十分に行ってください。 | ご指導のとおり、適切に対応します。 |
| | | | 1次 | | |
| 追加 4-15 | 212 | ⊠4. 3−9 | 2次 | 出典元のIbisですが、こちらはジャーナル名ですので、著者の名前を正しく記載してください。 | 「McGrady, M.J., Ueta, M., Potapov, E., Utekhina, I., Masterov, V.B., Ladyguine, A., Zykov, V., Cibor, J., Fuller, M. and Seegar, W.S. (2003) Movements by juvenile and immature Steller's Sea Eagles Haliaeetus pelagicus tracked by satellite. Ibis 145: 318-328.」が正しい記載となります。 方法書以降で作成する全ての図書では正しく記載します。 |
| | | | 1次 | 「意見聴取の内容」の記載内容は、ヒアリングを行った専門家の確認を経たものなのか、伺います。 | 「意見聴取の内容」の記載内容は、ヒアリングを行った専門家の確認を経たものとなります。 |
| 4-8 | 222 237 | 4.3-11表 専門家等への 意見聴取の内 容 | 2次 | ①「実施の際の参考」について具体的に計画されている点がありましたらお教えください。 ②「ササ地では重要な種は確認されないかもしれない」とのことですが、この意見は、見落としを防ぐために、より詳細な調査が必要という意味であり、重要な植物の多くが確認されないと予想されるいとことに、調査をしなくてよいことにはならないということであると考えられますが、事業者の見解を伺います。 | ①現段階では、具体的に計画している事項はありません。方法書以降の手続きの中で検討いたします。 ②ササ地においても、他の植生と同様に調査を実施する予定です。 |
| | | | | 専門家からイヌワシに関する意見がありますが、 | 他の猛禽類同様にイヌワシにも留意して現地調査を実 |
| 4-9 | 223 | 表4.3-11(2) | 100 | p. 231【方法書以降の手続き等において留意する事項】の2点目のとおり、他の猛禽類同様に調査されるという認識でよろしかったでしょうか。 | 施する予定です。 |
| | | | 1次 | ① 私性の子悪な好のこと。 エゾートフト パー はエゾト | |
| 追加 4-16 | 227~ 228 | 表4. 3-13 | 2次 | ていることから事業実施想定区域に該当する生息環境は存在せず、地形改変及び施設の存在による生息環境への影響は生じないとの予測結果になっています林を司用することから、森林の改変や施設の存在等による影響についても評価する必要があると考えられます。上記の鳥類種および複数の環境な生息環境と分に分類を実施する。と考えます物種についても、影響の予測を実施すべきと考えますが、事業者の見解をお示しください。 | サゴ、オジロウシ、オオワシ、アカショウビン、エゾサンショウウオについて、適切な生息環境区分に分類し直したうえで影響の予測を実施します。 |
| 4-10 | 231 | (b)評価結果 | 1次 | 定しているため、生息環境への影響が生じる可能性は低いと予測していますが、上流域での土地改変による土砂の流出や濁りの影響について、本分類群は他の分類群よりも影響を受けやすいと考えられますが、その影響は検討したのでしょうか。 | P. 184の本文に記載しましたが、本配慮書においては、工事計画の熟度が低く、工事中の影響を検討するための情報が少ないことから、工事の実施に関する影響要因は対象としないこととしております。このため、工事の実施に関する影響要因(「工事用資材等の搬出入、建設機械の稼働、造成等の施工による一時的な影響」)は方法書以降の環境影響評価で検討いたします。 |
| 4-11 | 241 | (b)評価結果 | 100 | 植生自然度9・10への影響の可能性について、方法書 以降の絞り込みによりこれらの影響を回避又は低減で きるとしていますが、植生自然度9・10の区域は最終 的に事業区域から除外されるという認識でよろしかっ たでしょうか。 | 配慮書に対する意見も含め、環境影響評価手続きを通して、現地調査により状況を把握し、予測、評価を踏まえ、環境保全措置を検討し実施することで、出来る限り影響の回避・低減を図って行く予定です。 |
| 34.7 | | | 1次 | E及びJにおいて環境緑地保護地区等が重複しているの | 電板しているため、大注書以際で作成せて全ての図書 |
| 追加 4-17 | 242 | 表4. 3-23 | 2次 | E及びJにおいて環境は地保護地区等が重複しているのではないでしょうか。 | 重複しているため、方法書以降で作成する全ての図書 では正しく記載します。 |

| 番号 | 頁 | 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
|------------|-----------------------------------|--|----|---|---|
| 追加 4-18 | 167、 169 242~ 247 267 | 3. 2. 8 (2) (f) ①保安林 4. 3. 5 生態 系 表4. 4-1 (3) 総合的な評価 | 2次 | 事業実施想定区域及びその周辺には水源涵養保安林が存在しており、「生態系」に関する予測・評価では、事業による地形改変の影響が生じる可能性があると予測され、また、方法書以降の区域の絞り込み等により重大な影響を回避または低減できると評価されています。 ついては、図書に記載の「方法書以降の手続等において留意する事項」等に十分に留意の上、水資源の確保や水質保全のための適正な配慮を行ってください。 | ご指導のとおり、適切に対応します。 |
| | | | 1次 | 事業実施想定区域周辺の集落にある施設等からの眺望 点が選定されていません。地域住民が日常生活上慣れ 親しんでいる場所についても眺望点を選定すべきでは ないでしょうか。事業者の見解をご教示ください。 | 地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所につきましては文献その他資料での把握が難しいことから、方法書以降の手続において、今金町へのヒアリング実施結果や地元住民の意見等を踏まえ、身近な眺望景観として選定する予定です。 |
| 4-12 | 251、 255、 97 | 表4.3-27、29 表3.1-35 | 2次 | ①今金町の主要な眺望点として「今金橋」「田代橋」があり、景観資源である「後志利別川」の眺望に影響を与える可能性があります。 今金町にヒアリングをしていただいているようですので問題ないかとは思いますが、檜山展望地」リスト」もご確認いただき、リストへの追加をご検討くたさい。②方法書以降の手続において選定予定とのことですが、眺望点の選定は準備書作成前に選定されてングを考えまずが、事業者の見解を伺います。 | ①檜山振興局HP「「地域の良好な景観資源」「主要な展望地」リスト」も確認し、リストへの追加を検討します。 ②ご指導のとおり、方法書前にヒアリング等を行い、その検討結果を方法書にて示す予定です。 |
| | | | 1次 | | |
| 追加 4-19 | 255 | 表4. 3-29 | 2次 | 主要な眺望点からの垂直見込角は1.3 度から3.0 度となる可能性があるため、主要な眺望点からの眺望に配慮した位置・配置となるように、地域との合意形成を図るようお願いいたします。 | ご指導のとおり、適切に対応します。 |
| | | F 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 | 1次 | | Allender |
| 追加 4-20 | 257 | 【方法書以降 の手続等において留意する 事項】 | 2次 | フォトモンタージュ作成の際は、風力発電設備が視認しやすい晴天の日を想定して作成するとともに、眺望点やゾーニング区分ごとに四季(春季・夏季・秋季・冬季)を通して撮影した写真で複数枚作成してください。 | ご指導を踏まえ、検討します。 |

5. その他に関する質問

| 3. ての他に (| | | | | |
|-----------|---|-----|----|---------------------------|--|
| 番号 | 頁 | 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
| 追加 5-1 | - | - | 2次 | 今年はササ(とくにクマイザサ)が道内で一斉開花して | ササは一斉開花の後に枯死することから、一斉開花の 情報が入手された場合は、その影響を調査に反映させ るべきと考えます。現段階では、当地域における一斉 開花に関する情報は得ておりませんが、調査を実施す |